

韓国における法令の外国語訳の現状（概要）

1 趣旨等

韓国における法令の外国語訳は、1990年に韓国法制研究院法に基づいて設置された韓国法制研究院を中心に行われている。法制研究院は、国務総理室の下にある政府出資の研究機関である。

法制研究院は、国家の立法政策の樹立の支援、法令情報の迅速、正確な普及、法律文化の向上に寄与することを目的とし、その一環として英文法令集の出版及びデータベースとしての提供を行っている。

翻訳は公定訳ではない。

2 対象言語・対象法令等

対象言語は英語であるが、一部中国語訳も行われている。

これまでに英訳された法令は、憲法及び法律564件と施行令242件など合計807件であり、全法令中の約21%に相当する。ただし、大部分は1996年から97年にかけて集中的に翻訳されたものである。

現在の作業の約8割は法改正への対応に充てられている。

3 翻訳の手順

集中的に翻訳が行われた時期における翻訳手順は、以下のとおりである。

1996年12月に、主な法律用語、慣用語句、法律文章の用例などを収録した英文法令標準用語集を作成

英文法令集編纂委員会（外部有識者等により構成）が翻訳対象法令を選択

主として外部の者により第一次的な翻訳作業

主として法制研究院の職員による法律専門家の視点に基づいた監修

ネイティブスピーカーによるネイティブチェック

各省庁による所管法律に関する専門用語のチェック

翻訳文の確定

4 統一性・正確性の確保等

(1) 統一性の確保

英文法令標準用語集を翻訳者及び監修者が所持し、使用することにより翻訳の統一性を確保している。用語集は、韓英索引、法令用語（用例を含む）、慣用語句、法令名、主要機関名及び公務員の職群等、法令の体系、条文及び改正沿革の表示方法、英韓索引の順で構成されている。

(2) 正確性と分かりやすさ

韓国法の内容をそのまま伝えることを重視し、できる限りそのまま直訳する方針によっている。

5 翻訳ツール等

英文法令集そのものはデータベース化されているが、翻訳作業そのものについてコンピューターは利用されていない。

6 訳文の公表

英文法令集は、20冊の加除式出版物となっており、追録は年4回定期的に行われる。インターネットでも有料で公表されている。